年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 31 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 29 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 25 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 14 件

関東(栃木) 国民年金 事案 5328 (栃木国民年金事案 606 及び 1028 の再申立 て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から49年3月まで

② 昭和53年4月から同年6月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、今は亡き夫が、夫婦の保険料を1か月の未納も無いように集金人に毎月絶やさず納付してきた。

また、申立期間②については、特殊台帳を見ると、納付済みの印が取り消されているので、未納となっていることに納得できないとして申し立てを行ったが、申立期間①及び②のいずれも認められないとする年金記録確認栃木地方第三者委員会(当時)からの通知をもらった。

今回、私自身が、納付し忘れた保険料を遡って銀行等で納付したこともあったことを思い出した。納付していなかった保険料があれば、夫も遡って納付してくれたはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に係る申立てについては、申立人の国民年金被保険者台帳 (特殊台帳)において、当該期間の国民年金保険料の納付を示す印が取 り消されていることが確認できるものの、A市の国民年金被保険者名簿 では当該期間については未納と記載され訂正された形跡はないこと、特 殊台帳の昭和53年度の欄には、昭和54年に同市の被保険者名簿と突合 したことを示す「54 突合済」の印が確認できることから、特殊台帳に おける取消し表示は、納付済みを示す印を誤って押したため取り消され たものと考えられることなどから、既に年金記録確認栃木地方第三者委 員会の決定に基づく平成24年11月2日付け年金記録の訂正は必要でな いとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②について、申立人自身も納付し忘れた国 民年金保険料を遡って銀行等で納付したこともあったことを思い出した としているところ、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において申立期 間②前の昭和49年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料が同 年5月26日に過年度納付されていることが確認できることから、納付 し忘れた国民年金保険料を遡って納付したこともあったとする申立人が、 申立期間②の保険料についても過年度納付した可能性は否定できない。

また、申立期間②前後、申立人の国民年金保険料は納付済みとなっているほか、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①に係る申立てについては、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたとするその夫は既に亡くなっており、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明であること、申立人及びその夫の納付状況は、必ずしも夫婦同時に納付していないことから、その夫の納付状況をもって申立人の保険料が納付されていたものと推認することは困難である上、当該期間の一部の期間についてはその夫も未納となっていること、申立人及びその夫とも、当該期間以外の数年間に及ぶ未納期間がみられることなどから、既に年金記録確認栃木地方第三者委員会の決定に基づく平成21年7月3日付け及び24年11月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、当委員会において申立人の口頭意見陳述を実施したところ、当該期間は、その夫が納付していたところを、B市に居住していた申立人の母が納付していたと申述を変遷させており、当該期間における納付状況が不明である。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない上、申立人から保険料納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほかに年金記録確認栃木地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東(埼玉)国民年金 事案 5335

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和 47 年頃にA町役場(現在は、B市役所)で国民年金の加入手続を行った。その後、C区、D市(現在は、E市)と転居したときに、国民年金の住所変更の手続も行った。

申立期間の国民年金保険料は、D市に転居する前の昭和 54 年 3 月上旬にC区役所で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、D市に転居する前の 54 年 3 月上旬にC区役所で納付したと申述しているところ、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録から、申立人は、47 年 6 月 14 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間以外に未納期間は無い上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立期間①から⑤まで、⑦及び⑧に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は24万円、申立期間②は21万円、申立期間③及び④は30万円、申立期間⑤は34万2,000円、申立期間⑦は33万4,000円、申立期間⑧は29万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間⑥の標準賞与額に係る記録を29万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑧までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間⑨から⑮までに係る標準報酬月額の記録については、 申立期間⑨は41万円、申立期間⑩から⑬までは44万円、申立期間⑭は 41万円、申立期間⑮は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間⑨から⑮までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日

- ② 平成 16 年 7 月 20 日
- ③ 平成16年12月21日
- ④ 平成 17 年 12 月 16 日

- ⑤ 平成 18 年 12 月 21 日
- ⑥ 平成 19 年 1 月 31 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 21 日
- ⑧ 平成 20 年 12 月 22 日
- 9 平成7年10月から8年7月まで
- ⑩ 平成9年10月
- ① 平成9年12月
- ② 平成10年2月から同年4月まで
- ③ 平成10年8月
- (4) 平成15年4月から17年8月まで
- (5) 平成20年3月から同年6月まで

A社において、平成 15 年冬、16 年夏及び冬、17 年冬、18 年冬、19 年決算賞与及び冬、20 年冬に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。また、申立期間⑨から⑮までについて、標準報酬月額と比較して高額の厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑧までの標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①から⑧までについては、事業主の供述、平成 15 年度冬季 賞与資料、賃金台帳、市民税・県民税所得証明書、給与明細書、賞与明 細書及び金融機関の取引明細表により、申立人が賞与の支給を受け、厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間①から⑧までに係る標準賞与額については、上述の資料により確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間①は24万円、申立期間②は21万円、申立期間③及び④は30万円、申立期間⑤は34万2,000円、申立期間⑥は29万3,000円、申立期間⑦は33万4,000円、申立期間⑧は29万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主が申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料につ いて納付していないことを認めていることから、事業主は、当該期間に 係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。 2 申立人は、申立期間⑨から⑮までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑨から⑮までに係る標準報酬月額については、市民税・県民税所得証明書、給与明細書、賞与明細書及び金融機関の取引明細表において推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間⑨は41万円、申立期間⑩から⑬までは44万円、申立期間⑭は41万円、申立期間⑮は44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立 期間⑨から⑮までに係るオンライン記録における標準報酬月額と、A社 が加入するB厚生年金基金の記録が一致しており、社会保険事務所(当 時)及び厚生年金基金双方が誤って同額と記録したとは考え難いことか ら、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会 保険事務所は、申立人に係る申立期間⑨から⑯までの保険料について納 入の告知を行っておらず(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を除く。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を43万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立期間: 平成15年7月4日

A社において、平成 15 年7月4日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写しにより、申立人が申立 期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の金融機関の預金通帳の写しにより推認できる厚生年金保険料控除額から、43万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東(群馬)厚生年金 事案 8164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日及び同社C工場における資格取得日に係る記録を昭和 41 年3月21 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和41年3月21日から同年4月1日まで厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、同社B営業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和41年3月25日、同社C工場における資格取得日が同年4月1日となっている。申立期間は転勤後の同社C工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚の供述及びA社が保管する申立人が共に 異動したとする同僚に係る異動辞令から判断すると、申立人が同社に継続 して勤務し(昭和41年3月21日に同社B営業所から同社C工場に異動)、 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ とが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 41 年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 4 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっ

ていないが、同社から提出された異動辞令によると、同年3月21日に同社B営業所から同社C工場に5人以上の従業員が異動していることが確認できることから、同社C工場は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったものと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 41 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月31日から同年6月1日まで

人事異動により、申立期間にA社からC社に転勤になったが、両事業所は同一企業であり、継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 38 年6月1日にA社からC社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の昭和 38 年 4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の資格喪失日は昭和38年5月31日であることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に

充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に 係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(栃木)厚生年金 事案 8170

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成9年4月から10年7月までは26万円、同年8月は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年9月30日まで 年金の記録を確認したところ申立期間について標準報酬月額が余りに も低すぎる。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成9年4月から10年7月までは26万円、同年8月は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年9月30日)より後の同年10月1日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、元事業主は、「申立期間当時、社会保険料の納付が滞っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年10月1日付けで行われた遡及 訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該 遡及訂正処理に合理的な理由が無く、有効な記録訂正があったとは認めら れないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会 保険事務所に当初届け出た記録から、9年4月から10年7月までは26万 円、同年8月は41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険 料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

年金記録を確認したところ、A社において支払われた申立期間の賞与の記録が無い。第三者委員会で調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 8176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万9,000円とすることが必要である。なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞 与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書(賞与)から、申立人は、5万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 52 年4月1日に関連会社のC社(現在は、D社)に転籍はしたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 52 年4月1日にA社からC社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 52 年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、22 万円とすることが妥当である。なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 52 年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合

又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保 険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年1月1日まで 私は、A社に昭和41年11月1日から43年1月24日まで勤務してい たが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記 録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及び同僚が保管していた申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し(昭和41年11月1日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年1月の健康保険 厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万3,000円とすることが妥当で ある。

一方、オンライン記録により、A社は昭和 42 年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、登記簿謄本及び複数の同僚の供述により、申立期間当時から法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間はA社が適用事業所となるよりも前の期間であることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年8月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞 与額の記録が無い。申立期間についても賞与が支給され、厚生年金保険 料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している申立人に係る「賃金台帳(賞与)」及び申立人が所持する「普通預金通帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認で きる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に行っていないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

関東(長野)厚生年金 事案 8181

第1 委員会の結論

申立人のA法人に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 10 年4月1日、資格喪失日が 20 年2月1日とされ、当該期間のうち、20 年1月 31日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第 81 条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を 20 年 2 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28 万円とすることが妥当 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月31日から同年2月1日まで 育児休業期間中の平成20年1月31日付けでA法人を退職したが、年 金記録を確認したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年1 月31日となっており、同年同月が未加入となっている。申立期間を厚 生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人が申立期間にA法人に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2に基づく育児休業期間中に係る申立人の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している 事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該 被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月 からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係 る保険料の徴収は行われない旨定められている。

したがって、育児休業期間中である申立期間については、仮に、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人のA法人における資格喪失日は、平成 20 年 2 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における平成19年12月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無かったので、記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2005 年上期役員賞与明細書」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無かったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2005 年上期役員賞与明細書」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月17日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無かったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2005 年上期役員賞与明細書」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無かったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2005 年上期役員賞与明細書」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月29日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無かったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2005 年上期役員賞与明細書」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月17日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無かったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2005 年上期役員賞与明細書」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、 申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月17日

年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与の記録が無かったので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「2005 年上期役員賞与明細書」により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(150 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 8189

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和53年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月21日から54年5月1日まで 昭和53年9月にC社に入社し、同年11月21日付けで、A社に移籍 した。年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録 が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の供述及び同僚が保管していた給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてC社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和53年11月21日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録により、A社は昭和 54 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、登記簿謄本及び複数の同僚の供述により、申立期間当時から法人事業所であり、5 人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判

断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和54年5月1日と決定されていることが確認できる上、申立期間は申立事業所が適用事業所となるよりも前の期間であることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(新潟)厚生年金 事案 8190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和53年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月21日から54年5月1日まで 昭和53年8月にC社に入社し、同年11月21日付けで、A社に移籍 した。年金事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録 が無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の供述及び同僚が保管していた給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてC社及び同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和53年11月21日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録により、A社は昭和 54 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、登記簿謄本及び複数の同僚の供述により、申立期間当時から法人事業所であり、5 人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判

断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和54年5月1日と決定されていることが確認できる上、申立期間は申立事業所が適用事業所となるよりも前の期間であることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和 40 年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月30日から同年4月1日まで 私は、A社に勤務している期間に、同社B工場から、同社C工場に移ったが、その際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立 期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、元同僚の給与明細書及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し(昭和 40 年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る 事業所別被保険者名簿における昭和 40 年 2 月の記録から、 2 万 8,000 円 とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及 び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東(茨城)厚生年金 事案 8192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和51年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月16日から同年7月1日まで 厚生労働省の記録によれば、C社の資格喪失日が昭和51年6月16日 に、A社の資格取得日が同年7月1日になっているため、厚生年金保険 の被保険者期間に空白がある。

申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人に係る在籍証明書及びB社の社会保険事務を担当しているE社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和51年6月16日にC社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 51 年 7 月の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる 関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得な い。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東(長野)厚生年金 事案8194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月21日から同年12月1日まで

② 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の記録では、私の夫がA社D支店に勤務していた期間の うち、昭和37年11月21日から同年12月1日までの期間及び同社C支店で 退職した時期の47年1月31日から同年2月1日までの期間が欠落してい るので訂正してほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人はA社D支店に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社D支店は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同様に同年11月21日に同社C支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社D支店で被保険者資格を取得している者が40人確認できるところ、このうち、8人が申立期間①以前から同社D支店に勤務していたと供述していることから、同社D支店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間①以前は同社C支店を適用事業所として加入させていたものと推認される。

さらに、A社D支店に継続して勤務していたと供述する同僚8人のうち5人は、申立期間①において、「給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和37年10月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明とし ており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこ とから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出 を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確 認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認 められない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、複数の同僚の供述により、申立人はA社C支店に昭和47年1月31日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間②における人事記録、賃金 台帳などの関連資料を保管していないとしており、申立人の当該期間に 係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社C支店において、申立人と退職時期は異なるものの、オンライン記録において月末喪失が確認できる複数の同僚に退職月の給与からの厚生年金保険料の控除について照会を行ったが、回答があった同僚は、いずれも不明としていることから、申立人の申立期間②に係る給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8195

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑪までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は29万7,000円、申立期間②は34万4,000円、申立期間③は31万8,000円、申立期間④は29万円、申立期間⑤は28万2,000円、申立期間⑥は30万円、申立期間⑦は34万6,000円、申立期間⑧は11万2,000円、申立期間⑨は21万7,000円、申立期間⑩は22万円、申立期間⑪は4万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日

- ② 平成17年8月10日
- ③ 平成17年12月10日
- ④ 平成18年4月10日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
- ⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
- ⑧ 平成19年12月10日
- 9 平成 20 年 4 月 10 日
- ⑩ 平成20年8月10日
- ① 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑪までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上げの 10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑪までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D町役場税務課から提出された申立人に係る平成 18 年度から 21 年度までの「所得照会(回答)」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から 12 月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑪までに係る賞与の記録が欠落 している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間にお いて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑪までに係る 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑪までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は 29 万 7,000円、申立期間②は 34 万 4,000円、申立期間③は 31 万 8,000円、申立期間④は 29 万円、申立期間⑤は 28 万 2,000円、申立期間⑥は 30 万円、申立期間⑦は 34 万 6,000円、申立期間⑧は 11 万 2,000円、申立期間⑨は 21 万 7,000円、申立期間⑩は 22 万円、申立期間⑪は 4 万 6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑪までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(茨城)厚生年金 事案 8196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑪までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万9,000円、申立期間②は31万3,000円、申立期間③は28万7,000円、申立期間④は33万3,000円、申立期間⑤は27万8,000円、申立期間⑥は30万7,000円、申立期間⑦は29万9,000円、申立期間⑥は29万7,000円、申立期間⑨は30万8,000円、申立期間⑩は29万8,000円、申立期間⑪は28万9,000円とすることが必要である。なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日

- ② 平成17年8月10日
- ③ 平成17年12月10日
- ④ 平成18年4月10日
- ⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
- ⑦ 平成19年4月10日
- ⑧ 平成19年8月10日
- 9 平成 19 年 12 月 10 日
- ⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
- ① 平成20年8月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑪までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上げの 10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑪までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成 18 年度から 21 年度までの「個人住民税 課税内容照会」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から 12 月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。 さらに、申立人と同様に申立期間①から⑪までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑪までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は 30 万 9,000円、申立期間②は 31 万 3,000円、申立期間③は 28 万 7,000円、申立期間④は 33 万 3,000円、申立期間⑤は 27 万 8,000円、申立期間⑥は 30 万 7,000円、申立期間⑦は 29 万 9,000円、申立期間⑧は 29 万 7,000円、申立期間⑨は 30 万 8,000円、申立期間⑩は 29 万 8,000円、申立期間⑪は 28 万 9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑪までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は25万円、申立期間③は22万8,000円、申立期間④は20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日

② 平成20年4月10日

③ 平成20年8月10日

④ 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から④までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上げの 10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までについて、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスター覧」により、当該期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成 20 年分の給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく当該年の1月から 12 月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間②から④までに係る賞与の記録が欠落

している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額で認定することとなる。

したがって、申立期間②から④までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間②は 25 万円、申立期間③は 22 万 8,000 円、申立期間④は 20 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②から④までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、当該期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、D市役所市民税課から提出された申立人に係る「平成 19 年分給与支払報告書」に記載されている社会保険料控除額は、当該期 間に係る雇用保険料のみの金額と一致する。

また、申立人と同様B職で、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚から提出された申立期間①に係る賞与支給明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料は事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は39万8,000円、申立期間②は41万3,000円、申立期間③は33万2,000円、申立期間④は44万6,000円、申立期間⑤は39万円、申立期間⑥は40万8,000円、申立期間⑦は38万8,000円、申立期間⑧は41万6,000円、申立期間⑨は31万8,000円、申立期間⑩は38万6,000円、申立期間⑪は37万4,000円、申立期間⑫は31万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日

- ② 平成17年8月10日
- ③ 平成17年12月10日
- ④ 平成18年4月10日
- ⑤ 平成18年8月10日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
- ⑦ 平成19年4月10日
- ⑧ 平成19年8月10日
- 9 平成19年12月10日
- ⑩ 平成20年4月10日
- ① 平成20年8月10日
- ① 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上げの 10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成 18 年度から 21 年度までの「回答書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン 記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から 12 月までの給与から控除 される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落 している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間にお いて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は 39 万 8,000円、申立期間②は 41 万 3,000円、申立期間③は 33 万 2,000円、申立期間④は 44 万 6,000円、申立期間⑤は 39 万円、申立期間⑥は 40 万 8,000円、申立期間⑦は 38 万 8,000円、申立期間⑧は 41 万 6,000円、申立期間⑨は 31 万 8,000円、申立期間⑩は 38 万 6,000円、申立期間⑪は 37 万 4,000円、申立期間⑫は 31 万 5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から迎までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は26万2,000円、申立期間②は32万7,000円、申立期間③は29万7,000円、申立期間④は28万6,000円、申立期間⑤は31万4,000円、申立期間⑥は26万円、申立期間⑦は25万6,000円、申立期間⑧は27万3,000円、申立期間⑨は28万4,000円、申立期間⑩は25万3,000円、申立期間⑪は30万3,000円、申立期間⑫は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日

- ② 平成17年8月10日
- ③ 平成17年12月10日
- ④ 平成18年4月10日
- ⑤ 平成18年8月10日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
- ⑦ 平成19年4月10日
- ⑧ 平成19年8月10日
- 9 平成19年12月10日
- ⑩ 平成20年4月10日
- ① 平成20年8月10日
- ① 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上げの 10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成 18 年度から 21 年度までの「回答書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン 記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から 12 月までの給与から控除 される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落 している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間にお いて厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は 26 万 2,000円、申立期間②は 32 万 7,000円、申立期間③は 29 万 7,000円、申立期間④は 28 万 6,000円、申立期間⑤は 31 万 4,000円、申立期間⑥は 26 万円、申立期間⑦は 25 万 6,000円、申立期間⑧は 27 万 3,000円、申立期間⑨は 28 万 4,000円、申立期間⑩は 25 万 3,000円、申立期間⑪は 30 万 3,000円、申立期間⑪は 29 万 2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から迎までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(埼玉)厚生年金 事案8200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑥までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は21万2,000円、申立期間②は22万7,000円、申立期間③は18万6,000円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は17万7,000円、申立期間⑥は21万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日

- ② 平成17年8月10日
- ③ 平成17年12月10日
- ④ 平成 18 年 4 月 10 日
- ⑤ 平成18年8月10日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑥までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上げの 10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた、申立期間の一部における賞与支給明細書及びA 社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑥までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所市民税課から提出された申立人に係る平成 17 年及び 18 年の「給与支払報告書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記

録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人から提出された申立期間③から⑤までにおける賞与支給明細書により、当該期間における厚生年金保険料を当該賞与から控除されていることが確認できる上、申立期間①、②及び⑥については、申立人と同様に賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している当該明細書により厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までに係る 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑥までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスター覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は21万2,000円、申立期間②は22万7,000円、申立期間③は18万6,000円、申立期間④は16万円、申立期間⑤は17万7,000円、申立期間⑥は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑥までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東(埼玉)国民年金 事案 5326

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から51年3月まで

20 歳に到達した昭和 48 年*月頃、私は大学生であったが、父が私の 国民年金の加入手続を行い、私が大学を卒業する 51 年 3 月までの間、 父が私の国民年金保険料をA市で納付していた。申立期間を保険料納付 済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和 48 年*月頃、大学生であったが、その 父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はそ の父がA市で納付していたとしているが、国民年金の加入手続及び保険料 納付を行ったとするその父は既に他界しており、具体的な証言は得られず、 申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与してい ないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人は、年金手帳は1冊しか受け取ったことがないと申述しているところ、当該手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が「昭和52年12月14日」と記載され、B市の国民年金被保険者名簿の資格取得日も同日となっていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間と推認され、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

関東(茨城)国民年金 事案 5327

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私は、20歳に到達した昭和45年*月頃、実家のA郡B村(現在は、 C市)で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については実家 (同村D地区)で自分が納付していた。当時は、両親は他界しており、 家業を継いだ兄(長男)夫婦と同居していた。48年3月頃、実家から 同村E地区の貸家に転居した後も、保険料は引き続き自分で納付してい たので、申立期間について保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和 45年*月頃、実家のA郡B村で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については実家(同村D地区)で自分が納付していたと申述しているが、申立人は、いつ頃、どのくらいの金額をどのように納付していたのか等、保険料納付に関する記憶が明確でなく、48年3月頃、実家から同村E地区の貸家に転居した後も、保険料は引き続き自分で納付していたとしているが、申立人は、当該住所変更に関する記憶が無い上、実家で同居していたとする兄夫婦も既に他界しているため、申立人の保険料納付状況については不明である。

また、F年金事務所が保管している国民年金保険料納付者名簿によると、申立期間直前の昭和47年度の国民年金保険料は、昭和48年8月31日に過年度納付されているが、同名簿の申立人の住所は、実家のA郡B村D地区と記載されているほか、申立人が同村E地区から転居したとするG市の国民年金被保険者名簿には、50年4月1日にA郡B村D地区から転入し

た旨の記載がある上、国民年金保険料納付者名簿によると、その兄夫婦の昭和47年度の保険料も、申立人と同日に過年度納付されている。

このことからすると、申立人の申立期間の国民年金保険料は実家の兄夫婦が納付していたと考える方が自然であるが、国民年金被保険者台帳(旧台帳)及びオンライン記録によると、兄夫婦の昭和48年4月から50年6月までの期間は、申立人と同様、未納期間である。なお、兄夫婦の50年7月から52年3月までの期間は、同年9月17日に過年度納付されているところ、申立期間を含む48年4月から50年6月までの期間は、その納付時点において、時効により保険料を納付することができなかった期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

関東(長野)国民年金 事案 5329

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から47年3月まで

私の妻は、昭和 41 年 9 月頃、A市役所 B 支所(現在は、A市役所 C 出張所)に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料 は、私の父母又は私の妻が 4 人分の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、昭和 41 年9月頃、A市役所B支所に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、その父母又はその妻が4人分の保険料を納付したと申述しているが、保険料の納付を行ったとするその父母は既に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 48 年1月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、41 年9月から 45 年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、同年 10 月から 47 年3月までの期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人の妻は保険料を過年度納付した記憶は無いとしている上、オンライン記録では、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も未納となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計 簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

関東(長野)国民年金 事案 5330

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から47年3月まで

私は、昭和 41 年 9 月頃、A市役所 B 支所(現在は、A市役所 C 出張 所)に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、 義父母又は私が 4 人分の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年9月頃、A市役所B支所に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の義父母又は申立人が4人分の保険料を納付したと申述しているが、保険料の納付を行ったとするその義父母は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 48 年1月頃に夫婦連番で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、41 年9月から 45 年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、同年 10 月から 47 年3月までの期間は過年度納付が可能な期間となるが、申立人は保険料を過年度納付した記憶は無いとしている上、オンライン記録では、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も未納となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

関東(埼玉)国民年金 事案 5331

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

昭和 61 年3月又は同年4月頃、私又は私の父が、私の国民年金の加入手続をA市役所で行い、時期ははっきりしないが、父親に再三国民年金保険料の納付を勧められたので、私が保険料 20 万円くらいを同市役所窓口で一括納付した。その時に、肩の荷が下りた心境だったことを今でも鮮明に覚えている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月又は同年 4 月頃、申立人又はその父が、申立人の国民年金の加入手続をA市役所で行い、時期ははっきりしないが、その父に再三保険料の納付を勧められたので、申立人が国民年金保険料 20万円くらいを同市役所窓口で一括納付したと申述しているが、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を勧めたとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

関東(埼玉)国民年金 事案 5332

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から同年9月まで

私は、結婚をするために会社を退職した昭和 52 年7月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚をするために会社を退職した昭和 52 年7月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると申述している。

しかしながら、申立期間当時、申立人の夫はB共済組合の組合員となっているところ、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は「昭和52年10月12日」と記載されているほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、資格取得日は「昭和52年10月12日」、被保険者の種別は「任」となっていることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、当該資格取得時点において、申立期間の保険料を遡って納付することは、制度上できなかったと考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

関東(茨城)国民年金 事案 5333 (茨城国民年金事案 543 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 52 年 11 月までの期間及び 54 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から52年11月まで

② 昭和54年5月から61年3月まで

申立期間①及び②について、付加保険料が未納とされていたので、年金記録確認茨城地方第三者委員会(当時)へ申立てを行ったが、私が国民年金の加入手続をしたのが昭和51年7月24日ではなく52年2月4日から同年同月14日までの間と断定し、付加年金は遡って加入できないので記録の訂正は認められないとのことであった。

今回、新たな事情として、友人が私と同時期に会社を退職し、直後の昭和51年7月21日にA町(現在は、B市)で国民年金の加入手続をしており、友人の国民年金手帳記号番号が私の手帳記号番号と近い番号であることから、私が同年7月24日に国民年金の加入手続をしたのは明らかなので、再調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i)申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 52年2月4日から同年同月 14日までの間と考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、国民年金の加入前に付加保険料の申込手続を行ったとする申立人の主張には矛盾が認められること、ii)申立期間②について、C市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「所得比例制の資格得喪」欄にその記載が無いこと、iii)申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、申立期間①及び②の付加保険料を納付したことを示す印が無いこと、iv)申立期間①直後の4か

月間について、厚生年金保険加入期間との重複により国民年金保険料が還付されており、その還付額は当時の定額保険料額(月額 2,200 円)の 4 か月分と一致する 8,800 円であったことが確認でき、申立人が付加保険料の申出を行っていなかった事情がうかがえることなどから、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、その友人が申立人と同時期に会社を退職し、直後の昭和51年7月21日にA町で国民年金の加入手続をしており、その友人の国民年金手帳記号番号が申立人の手帳記号番号と近い番号であることから、申立人が同年7月24日に国民年金の加入手続をしたのは明らかであるとして再申立てを行っている。

しかしながら、その友人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年12月頃に払い出されたと推認され、その友人のA町の国民年金被保険者名簿では、同年7月から同年12月までの国民年金保険料を遡って同年12月22日に納付していることが確認できることから、その友人が同町で国民年金の加入手続を行ったのは、同年7月ではなく、同年12月頃であったと考えられ、当該事情は、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間②について、申立人のD町(現在は、C市)の昭和57年度国民年金被保険者台帳では、申立人の国民年金保険料がその夫の銀行口座からの振替で納付されていることが確認でき、同市は、「定額保険料と付加保険料の合計額を振り替えていた。」と回答していることから、その夫の銀行口座からの申立人の国民年金保険料の振替金額について調査したところ、国民年金保険料の口座振替が確認できる月はいずれも、定額保険料のみが口座振替されており、付加保険料を含めた国民年金保険料の口座振替は行われていないことが確認できる。

そのほかに年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東(埼玉)国民年金 事案 5334

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から45年12月まで

昭和35年10月頃に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国 民年金保険料は、A市に住んでいたときは、B銀行(現在は、C銀行) D支店の窓口で、E市に転居後は同銀行F支店の窓口で妻が納付書で納 付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和35年10月頃に、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、A市に住んでいたときは、B銀行D支店の窓口で、E市に転居後は同銀行F支店の窓口で妻が納付書で納付していた。」と申述しているが、申立人の申立期間の保険料を納付していたとするその妻は、保険料の納付額及び納付時期等に関する記憶が明確ではないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人には昭和35年10月頃にA市において払い出された国民年金手帳記号番号*のほかに、48年12月頃にE市において手帳記号番号*が払い出されているところ、手帳記号番号*の国民年金被保険者台帳(旧台帳)には、「不在42」の記載があることから、申立人は42年にA市を転出後、不在被保険者として管理され、転居先のE市において、国民年金被保険者として把握されていなかった状況が推察される上、手帳記号番号*が払い出された48年12月時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は81か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人の妻は、申立人の申立期間の国民年金保険料は金融機関に納付書で納付していたと申述しているが、A市及びE市が納付書による納付方式となったのはいずれも、申立期間以降であり申立期間当時の納付方法と相違している。

加えて、国民年金手帳記号番号*は、昭和58年3月17日に手帳記号番号*に統合されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に上記2つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

関東(埼玉)国民年金 事案 5336

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年1月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から6年1月まで

時期は不明だが、A社会保険事務所(当時)から平成5年5月から6年12月までの国民年金保険料の納付書が送られてきたので、金融機関に納付書と保険料約21万円を持参し納付した。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明だが、A社会保険事務所から平成5年5月から6年 12 月までの国民年金保険料の納付書が送られてきたので、金融機関に納付書と保険料約 21 万円を持参し納付したと申述しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は、平成8年3月に国民年金被保険者資格(資格取得日5年5月1日、資格喪失日7年1月9日)の記録が追加訂正されたことにより生じた未納期間であり、それまで申立期間は未加入期間であったことから、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、また、記録が追加訂正された8年3月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東(群馬)国民年金 事案 5337

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 11 月から平成 12 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から平成12年3月まで

申立期間は未加入となっているが、私は昭和 40 年 11 月に町内の集金人に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料については印紙を購入し手帳に貼付することにより納付した。いつからか不明だが、保険料納付は夫が行うようになり、平成 12 年 3 月まで納付したと思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年11月に町内の集金人に国民年金の加入手続をし、 国民年金保険料については印紙を購入し手帳に貼付することにより納付し た。いつからか不明だが、保険料納付は夫が行うようになり、平成12年3 月まで納付したと思う。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手 続及び国民年金保険料の納付の記憶は明確でなく、申立人の保険料を途中 から納付したとするその夫は既に亡くなっているため、これらの状況が不 明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である上、申立期間は413か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

関東(群馬)国民年金 事案 5338

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から63年9月まで

私は、昭和 60 年 5 月に会社を退職した直後に、A事務所を立ち上げ、その時にB市役所C公民館で国民健康保険と国民年金に加入したはずである。また、国民年金保険料の納付については、加入後の数年間は納付していなかったため、納付時期は不明だが、同公民館で 20 万円から 30 万円を納付したので、申立期間が未加入及び未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、「納付時期は不明だが、B市役所 C公民館で20万円から30万円を納付したので申立期間が未加入及び未納 となっていることに納得できない。」と申述している。

しかしながら、申立人は、「加入後の数年間は国民年金保険料を納付していなかった。」と申述していること、申立人のB市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「過年度納付意思全くなし」等、平成元年4月にB市役所の担当者が申立人と連絡を取った旨の記載があること、及びオンライン記録では、同年5月12日に昭和61年4月1日の資格取得が記録されていることから、申立人の再加入手続は平成元年4月に行われたと推認されることを踏まえると、当時、申立期間の保険料は未納であったと推認される上、同名簿の納付記録欄では、昭和63年10月から平成元年2月までの保険料が2年11月22日に納付されていることが確認できることから、申立人は、当該過年度納付を行った時点において、申立期間の保険料は時効により納付できなかったと考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申

立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、 申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定 申告書等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情 も見当たらない。

なお、昭和 61 年3月までは、厚生年金保険等の受給資格期間を満たした者については、国民年金は任意加入であったが、同年4月の国民年金法の制度改正により、強制加入被保険者となったため、申立期間のうち 60 年5月から 61 年3月までは、国民年金の未加入期間となったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東(長野)厚生年金 事案 8158

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

また、申立人は、申立期間③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月26日から同年5月1日まで

- ② 昭和62年6月30日から同年10月1日まで
- ③ 昭和51年5月1日から62年6月30日まで
- ④ 昭和62年10月1日から平成7年10月3日まで

申立期間①については、A社本社のB社で、申立期間②については、C社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間③及び④については、入社から退社までの給与と比較

また、甲立期間③及び④については、入社から退社までの給与と比較して標準報酬月額が低額となっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出を受けた「入社するについての誓約尊守事項」に記載された日付が、昭和51年2月26日になっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は平成元年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、B社は適用事業所としての記録が見当たらない。

また、申立期間①直後に、申立人の厚生年金保険の記録が確認できる D社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したと ころ、複数の者から厚生年金保険に加入するまで試用期間があった旨の 回答をしている。

さらに、雇用保険の被保険者記録により、雇用保険と厚生年金保険の 資格取得日が昭和 51 年 5 月 1 日の同日となっていることが確認できる。

加えて、D社と事業主が同一であるE社で厚生年金保険の記録が確認できる者から給与明細書の提出を受けたが、入社後に厚生年金保険に加入するまでの期間について、給与から厚生年金保険料を控除された記載は見当たらない。

また、事業主から申立人の主張をうかがわせる供述及び資料を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的 に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認める ことはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がF 社において雇用保険の適用を受けていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出を受けた昭和 62 年分の源泉徴収票には、申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、オンライン記録により、C社は適用事業所としての記録が見当たらない。

さらに、事業主及び申立期間②の前後に厚生年金保険の被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の主張をうかがわせる供述及び資料を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は 見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的 に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認める ことはできない。

3 申立期間③及び④については、複数の同僚に照会したが、申立人の主 張をうかがわせる供述及び資料を得ることはできない。

また、複数の同僚が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料は、オンライン記録に相応の厚生年金保険料となっていることが確認できる。

さらに、事業主から申立人の主張をうかがわせる供述及び資料を得る ことはできない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的 に判断すると、申立期間③及び④について申立人が主張する標準報酬月 額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと を認めることはできない。 関東(山梨)厚生年金 事案 8159 (山梨厚生年金事案 202 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月1日から同年2月2日まで

- ② 昭和43年6月10日から同年8月18日まで
- ③ 昭和43年3月頃から44年2月頃まで
- ④ 昭和46年4月頃から同年11月頃まで
- ⑤ 昭和46年12月頃から47年4月10日まで
- ⑥ 昭和47年10月21日から48年1月15日まで
- ⑦ 昭和48年4月頃から同年12月頃まで
- ⑧ 昭和49年1月頃から同年5月頃まで
- ⑨ 昭和49年5月頃から同年6月1日まで
- ⑩ 昭和49年8月1日から50年5月頃まで
- ⑪ 昭和 50 年 12 月頃から 52 年 1 月頃まで
- ② 昭和55年1月頃から同年10月頃まで
- (3) 昭和 56 年1月頃から同年4月1日まで
- (4) 昭和56年7月18日から同年12月頃まで
- (5) 昭和61年11月3日から62年1月27日まで

申立期間①及び②はA社で、申立期間③はB事業所で、申立期間④はC事業所で、申立期間⑤はD事業所で、申立期間⑥はE事業所で、申立期間⑦はF事業所で、申立期間⑧はH事業所で、申立期間⑨及び⑩はI事業所で、申立期間⑪はK事業所で、申立期間⑬及び⑭はL事業所で、申立期間⑮はM事業所でそれぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間⑪から⑮までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②及び申立期間③のうち昭和43年4月1日から44年2月頃までの期間に係る申立てにおいては、K事業所について、申立期間⑤に係る申立てにおいては、D事業所について、申立期間⑥に係る申立てにおいては、F事業所について、申立期間®のうち49年5月25日から同年6月1日までの期間、申立期間⑨及び申立期間⑩のうち49年8月1日から50年4月1日までの期間に係る申立てにおいては、I事業所について、申立期間⑩のうち55年8月1日から同年10月頃までの期間に係る申立てにおいては、N事業所について、申立期間⑭に係る申立てにおいては、L事業所について、申立人は厚生年金保険被保険者として認めてほしいと申し立てていたが、それぞれの期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に年金記録確認山梨地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間①及び②については、申立人はA社における被保険者資格の 取得日及び喪失日が自身の同社における入社日及び退職日と相違してい る旨を述べているが、同社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録と厚 生年金保険の被保険者記録はおおむね一致している。

また、申立期間①及び②当時に、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の者の雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録がおおむね一致しているところ、複数の者は「勤務期間と厚生年金保険の期間は一致している。」旨の回答をしている。

さらに、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

3 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、 当該期間のうち昭和43年8月18日から同年10月21日までの期間にお いてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

また、申立期間③及びその前後の期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は見当たらない。

4 申立期間④については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、

当該期間のうち昭和 46 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において、C社(現在は、O社)に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間④については、オンライン記録により、国民 年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

また、C社の適用事業所台帳により、同社は昭和 55 年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間④当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、事業主は、「社会保険に加入したのは昭和 55 年6月からなので、申立期間④に係る厚生年金保険の保険料を申立人の給与から控除していない。」旨の供述をしている上、当該期間は、事業主についても国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、同僚から申立人の主張を裏付ける供述及び資料も得られない上、申立人が記憶する従業員もC社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年6月1日に被保険者となったことが確認できる。

5 申立期間⑤については、オンライン記録により、国民年金の保険料 納付済期間となっていることが確認できる。

また、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

さらに、申立期間⑤及びその前後の期間に係るD社(現在は、P社)の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は見当たらない。

6 申立期間⑥については、オンライン記録により、国民年金の保険料 納付済期間となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の雇用保険の被保険者記録について確認したところ、全員に雇用保険の記録が確認できたが、申立人の雇用保険の記録は確認できない。

さらに、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得る ことはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏 付けるような供述及び資料を得ることはできない。

加えて、申立期間⑥及びその前後の期間に係るQ社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は見当たらない。

7 申立期間⑦については、雇用保険の被保険者記録により、当該期間の うち昭和48年6月15日から同年12月31日までは勤務していたことが 確認できる。

しかしながら、申立期間⑦については、オンライン記録により、国民 年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

また、R社の適用事業所台帳により、同社は昭和 57 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑦当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得る ことはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏 付けるような供述及び資料を得ることはできない。

8 申立期間®については、オンライン記録により、国民年金の保険料納 付済期間となっていることが確認できる。

また、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の雇用保険の被保険者記録について確認したところ、全員に雇用保険の記録が確認できたが、申立人の雇用保険の記録は確認できない。

さらに、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得る ことはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏 付けるような供述及び資料を得ることはできない。

加えて、申立人が申立てに係る事業所を紹介してもらったとするS会長からは、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

また、申立期間®及びその前後の期間に係るG社H事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は見当たらない。

9 申立期間⑨及び⑩については、申立人は、I事業所における被保険者 資格の取得日及び喪失日が自身の同社における入社日及び退職日と相違 している旨を述べているが、申立人の同社に係る雇用保険の被保険者記 録と厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できる。

また、申立期間⑨及び⑩については、オンライン記録により、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

さらに、申立期間⑨及び⑩当時に、T社で被保険者資格を取得した複数の者の雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録が一致しているところ、複数の者は「勤務期間と厚生年金保険の期間は一致している。」旨の供述をしている。

加えて、申立人が申立期間⑨及び⑩当時に受診したとするU病院に照会したものの、「申立期間⑨及び⑩当時の資料は残っていない。」旨の回答をしている。

また、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

10 申立期間⑪については、オンライン記録により、国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

また、J社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者の 雇用保険の被保険者記録について確認したところ、全員に雇用保険の 記録が確認できたが、申立人の雇用保険の記録は確認できない。

さらに、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得る ことはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏 付けるような供述及び資料を得ることはできない。

加えて、申立人が申立てに係る事業所を紹介してもらったとするS会長から申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。また、申立人が申立事業所のオーナーとする者からも申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

さらに、申立期間⑩及びその前後の期間に係るJ社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は見当たらない。

11 申立期間⑫については、オンライン記録により、国民年金の保険料 納付済期間となっていることが確認できる。

また、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

加えて、申立期間⑫及びその前後の期間に係るK社(現在は、V社)の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は見当たらない。

12 申立期間®及び⑭については、W社L事業所の事業主からは申立てを 裏付けるような供述及び資料を得ることはできない上、複数の元被保険 者に照会したものの、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ること はできない。

また、申立期間⑭に係る昭和 56 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までは、X事業所における雇用保険の被保険者記録が確認できる。

13 申立期間⑮については、複数の同僚が、試用期間があったと供述している上、当該期間当時に入社した複数の者は、雇用保険を取得して

から約2か月後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、事業主からは申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない上、複数の元被保険者に照会したものの、申立てを裏付けるような供述及び資料を得ることはできない。

さらに、申立期間⑮及びその前後の期間に係るM社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は見当たらない。

14 このほか、申立期間②、申立期間③のうち昭和 43 年4月1日から 44 年2月頃までの期間、申立期間⑤から⑦まで、申立期間⑧のうち 49 年 5月 25 日から同年6月1日までの期間、申立期間⑨、申立期間⑩のうち 49 年8月1日から 50 年4月1日までの期間、申立期間⑫のうち 55 年8月1日から同年 10 月頃までの期間及び申立期間⑭について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、このほかの申立期間についても、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から44年4月26日まで 申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知 ったが、脱退手当金を受給したのは、A社に勤務していた期間の分だけ で、B社の期間については、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱 退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 11 月 27 日が支給決定日である脱退手当金について、3万円を少し超える金額を受給したと認めているところ、オンライン記録によりA社の被保険者期間と申立期間を合算して 33,327 円の脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、申立人が受給を認めているA社に係る厚生年金保険被保険者期間のみを基にした脱退手当金は、計算上1万円に満たない上、同社に係る被保険者期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたことになっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、同社を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者には全て「脱」表示があるが、申立人には当該表示が無いことから、申立人に同社に係る被保険者期間のみで脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

このほか、申立人に聴取してもB社に係る脱退手当金を受給していない という供述のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情 は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東(長野)厚生年金 事案 8163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月5日から同年8月25日まで

② 昭和29年9月1日から36年6月1日まで

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を申立期間②に勤務したA事業所を退職した後に受給したことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年9月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A事業所は平成8年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、同事業所における脱退手当金の取扱方法について確認できない。

さらに、A事業所の退職日が通算年金制度発足後の昭和36年5月31日であるにもかかわらず、申立人は39年8月の厚生年金保険の再加入時まで国民年金の加入記録は無く、同社退職時に将来において年金を受給する意思を有していたとは考えにくい。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月16日から同年7月1日まで 申立期間について、A社(現在は、B社)で勤務していたにもかかわ らず、厚生年金保険の記録が確認できないため、調査の上、厚生年金保 険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る履歴書及び複数の同僚の供述により、 申立人が申立期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険の資格を取得した者の雇用保険の被保険者記録を照会したところ、記録が確認できた 49 人については、いずれの者も雇用保険の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、事業所に照会したところ、申立期間当時、厚生年金保険と雇用保険の事務担当者は同一人物であったと想定されるとしているほか、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金 保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申 立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資 料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から35年11月1日まで 申立期間について、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保 険の記録が確認できないため、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間 として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務 していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、同社の事業所別被保険者名簿により、昭和 34 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、当該被保険者名簿により、昭和34年5月1日付けで26人の資格取得者名を確認できるが、その中に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号は連番となっており、欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、一緒に勤務をしていた者として上記同僚のほかに、姓のみを記憶している同僚二人を挙げているが、当該被保険者名簿には二人の名前は確認できない上、申立期間当時の同僚に照会しても、回答のあった同僚からは、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除及び同社における社会保険事務の取扱いについて具体的な供述を得られなかった。

このほか、A社は昭和42年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東(東京)厚生年金 事案 8168

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月下旬から同年9月21日まで

② 昭和47年7月20日から同年8月1日まで

昭和 46 年 3 月下旬にA社に入社し、47 年 7 月 31 日まで継続して勤務したのに、申立期間①及び②は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、同年 7 月の国民年金保険料については、国民年金手帳に納付不要の押印もあるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で昭和46年6月21日に資格を喪失した同僚が、申立人を記憶していることから、申立人が申立期間①に当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」に記載された申立人の資格取得日は昭和 46 年 9 月 21 日、資格喪失日は 47 年 7 月 20 日であることが確認でき、当該事業所の社会保険担当者は、「申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間①及び②の厚生年金保険

「申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間①及び②の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していない。」としている。

また、上述の社会保険担当者は、「入社後、数か月間の研修期間があり、この間は社会保険の加入手続を行っていなかった。」としており、複数の同僚が、入社後研修期間があったとしている上、このうちの一人は、研修期間は社会保険に加入していなかったと思うとしている。

なお、申立人は、B市が発行した国民年金手帳の昭和 47 年 7 月検認記録欄に「納付不要」の押印があるので同年同月は厚生年金保険に加入して

いたはずであると申述しているが、B市では、「『納付不要』の記載を行う際に厚生年金保険等の被保険者資格喪失日を厳密に確認していたか、当時の事務処理手順等の資料が残っていないため不明である。」と回答しているため、「納付不要」の押印があることをもって、同年7月の厚生年金保険料が控除されていた根拠と認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係 る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるこ とはできない。

関東(新潟)厚生年金 事案 8169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年2月1日まで A社には年金手帳を預けており、給料より厚生年金保険料を引かれて いた記憶がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の社会保険事務担当者が作成した年金手帳等に係る送付書及び申立人の元従業員に関する詳細な申述内容から、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時の複数の元従業員は、申立人について記憶 していない上、「6か月程度の試用期間中は社会保険に加入させず、ある 程度勤めてから加入させていたようだ。」と証言している。

また、A社の承継会社であるB社は、当時の給与台帳及び人事記録等の 関連資料は保存されていない旨回答している上、当時の事業主及び社会保 険事務担当者は、既に死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除につ いて確認することができない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東(栃木)厚生年金 事案 8171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月1日から63年6月22日まで

② 昭和63年6月22日から平成元年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及びA社B工場に勤務していた申立期間②について、給与の実態と年金事務所の厚生年金記録が相違しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 6 月 22 日までの期間及び申立期間②のうち 63 年 6 月 22 日から平成元年 7 月 1 日までの期間について、申立人が保管する給与支払明細書及び給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、昭和 63 年 7 月を除き、オンライン記録における標準報酬月額より同額又は高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わ

ない。

申立期間①のうち昭和62年7月1日から同年11月1日までの期間及び 申立期間②のうち平成元年7月1日から同年8月1日までの期間について、 申立人は、報酬月額及び厚生年金保険の保険料控除額を確認できる給与支 払明細書等の資料を所持していない上、A社は、給与額や厚生年金保険の 保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保有していないことから、 当該期間の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給 与から控除されていたと認めることはできない。

関東(栃木)厚生年金 事案 8172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月30日から同年10月1日まで

A社からB社C工場に平成21年10月1日に転籍して継続して勤務していたのにもかかわらず、厚生年金保険の記録が抜けているのでA社に係る資格喪失日を同年9月30日から同年10月1日に訂正し、保険給付の対象として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録並びに事業主から提出された転籍従業員退職手当金引継協定書及びタイムカードから、申立人は、A社に平成21年9月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人のA社に係る被保険者記録について、事業主が平成25年10月7日付けで申立人の資格喪失日を21年9月30日から同年10月1日に訂正する旨を届け出たが、申立期間は、厚生年金保険法第75条本文に該当するとされており、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間となっている。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している上、同社から提出のあった申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は申立期間において給与から同年9月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(栃木)厚生年金 事案 8173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月15日から26年4月25日まで

- ② 昭和26年5月25日から同年10月1日まで
- ③ 昭和26年11月1日から27年5月23日まで
- ④ 昭和28年5月1日から29年2月2日まで
- ⑤ 昭和30年6月1日から34年12月24日まで
- ⑥ 昭和35年8月15日から37年12月23日まで

国(厚生労働省)の記録によれば、脱退手当金を2回受給した記録となっているが、当時脱退手当金という制度は知らず、2回とも受け取った記憶が無い。第三者委員会で調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①、②及び⑤に係るものと申立期間 ③、④及び⑥に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているとこ ろ、申立人は2回とも脱退手当金を受け取っていないと主張している。

しかしながら、いずれの脱退手当金においても、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されている上、2回とも申立人の意思に反して脱退手当金が請求されるというのは考え難い。

また、A社の同僚のうちの一人(昭和 42 年4月脱退手当金支給決定)は、「私が受給した当時は年金をつなげるという意識は無く、結婚したら脱退するものだと思っていた。」と供述している。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東(新潟)厚生年金 事案 8175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から同年12月16日まで

- ② 昭和37年2月1日から同年4月30日まで
- ③ 昭和37年5月1日から同年6月30日まで
- ④ 昭和37年10月1日から38年1月31日まで
- ⑤ 昭和38年6月1日から同年10月1日まで
- ⑥ 昭和38年10月1日から39年1月31日まで

国(厚生労働省)の記録では、申立期間①についてはA事業所、申立期間②についてはB事業所、申立期間③及び⑤についてはC社(現在は、D社)、申立期間④についてはE社、申立期間⑥についてはF社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私の名前の読みは「G」であるが、誤って「H」と記録されているために、記録が統合されていないのではないか。

第三者委員会で調査の上、申立期間①から⑥までについて厚生年金保 険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はI市J地区に存在したA事業所の共同作業所で働いていた申立人の父の紹介で当該事業所に勤務していたと主張しているところ、当該事業所は、「事務所が何度か移転しており、申立期間①当時の人事記録等は残っていない。そのため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について回答することができない。また、当組合が所有していた共同作業所は昭和 35 年に売却したようである。」と回答していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所の共同作業所の売却先であるK社の元従業員は、「K事業所は昭和35年11月にA事業所の共同作業所を吸収合併し、その跡地に工場を建てた。当該共同作業所で働いていた申立人の父のほか従業員5人くらいはK事業所に継続して働くことになったが、その中に申立人はいなかった。また申立人が当該事業所の共同作業所で働いていたことは聞いたことが無い。」と供述している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は申立人の父のほか6人であることが確認できるが、その全員について死亡等の理由により照会することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、申立期間①における上記の被保険者名簿から、申立人の氏名は確認できない。

2 申立期間②について、申立人はL市にあったB事業所に勤務していた と主張しているところ、事業所番号等索引簿により、L市においてB事 業所という適用事業所は確認できない上、申立人は同僚の氏名を記憶し ていない。

また、L市商工会は、「L市M組合は4年前に解散したため、解散時の記録を調べてみたところ、B事業所という会社は組合員ではなかった。また、当該元組合の長老に尋ねたところ、L市でB事業所という会社は聞いたことが無いと言っている。」と回答している上、商業登記簿謄本においてもL市のB事業所は確認することができない。

なお、事業所番号等索引簿により、L市の近隣でN市にあるO社が適用事業所として確認できたことから、当該事業所に照会したところ、当該事業所は、「当社はずっとN市で営業しており、L市で営業していたことはない。また、従業員は親戚や知り合いの紹介により雇用しているためほとんどの名前を記憶しているが、申立人の名前は記憶に無い。申立期間②当時は、2、3か月くらい従業員の働きぶりを見てから社会保険に加入させていたと聞いている。」と供述している。

また、N市のO社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる被保険者4人に照会し、2人から回答があったところ、そのうちの1人は、「私はO社に約5年勤務しており、当時は5人くらいしか従業員はいなかったので同僚の名前は全部記憶しているが、申立人のことは知らない。私の先輩もそんな人はいなかったと言っていた。」と供述していることから、当該事業所においても申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができないほか、申立期間②における上記の被保険者原票から、申立人の氏名は確認できない。

3 申立期間③及び⑤について、申立人はP市のC社に勤務していたと主張しているところ、勤務期間について昭和 37 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間か、38 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間か記憶が曖昧であるとしている上、同僚の氏名も記憶していない。

また、D社は、「届出について、申立期間③については資格取得届の控えを保存していないが、申立期間⑤については、当時の資格取得届の控えが存在しているため調べたところ、申立人の氏名は確認できなかった。また、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、申立人に関する資料が無いため確認することができない。」と回答している。

さらに、申立期間③及び⑤当時の労務担当者は、「申立人のことは記憶に無い。当時は新卒者については、入社と同時に社会保険に加入させていたが、中途採用の場合は試用期間があり、試用期間経過後に社会保険に加入させた。その期間の保険料は控除していない。」と供述しているほか、別の同僚は、「申立人のことは記憶に無い。入社時に試用期間があると会社から説明があった。夜学に入学したのが昭和 38 年4月であり、それ以前からC社には勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の取得は同年5月からと記録されていることから勤務開始と厚生年金保険の被保険者資格の取得にずれがある。」と供述していることから、当該事業所においては、申立期間③及び⑤当時には試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、C社の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③及び⑤に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 30 人に照会し、上記同僚を含め 18 人から回答があったが、申立人のことを覚えている同僚はいないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、申立期間③及び⑤における上記の被保険者原票から、申立人の氏名は確認できない。

4 申立期間④について、申立人はE社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所は、「平成 12 年に事実上廃業しており、申立期間④ 当時の人事記録等は廃棄している。また、当時の担当者は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。」と回答している。

また、E社の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間④に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、連絡が取れる同僚5人に照会し、2人から回答があったところ、そのうちの1人は、「申立人のことは記憶に無い。また、入社時に社長から、勤務開始後数か月してから社会保険に加入すると説明があった。自分の厚生年金の加入記録は勤務開始から

3か月くらい遅くになっているが、社長の説明のとおりであるため、当該記録には納得している。」と供述していることから、当該事業所においては、申立期間④当時は試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、上記同僚を含め別の同僚も「申立人のことは記憶に無い。」 と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について 確認することができない。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶していないほか、申立期間④における上記の被保険者原票から、申立人の氏名は確認できない。

5 申立期間⑥について、申立人はF社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所は、「労働者名簿は昭和 40 年からしか残っておらず、当時の担当者は既に死亡しており、申立人の勤務実態について確認することはできない。また、現在も3か月の試用期間があることから当時も試用期間があったと思われるが、その期間中は社会保険に加入させていなかった可能性がある。」と供述している上、当該事業所に約 49 年間勤務していた同僚は、「申立期間当時、中途採用の場合は、労働契約書に3か月間は試用期間であると明示されていたので、会社がその期間中は社会保険には加入させていなかったのかもしれない。」と供述していることから、当該事業所においては、申立期間⑥当時は試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、F社の厚生年金保険被保険者原票により、申立期間⑥に被保険者記録が確認でき、連絡が取れる同僚8人に照会し、そのうちの5人から回答があったところ、そのうちの1人は、「当時は20人から25人くらい従業員がいたが、申立人のQという名字には記憶が無い。私はF事業所では約5年間働いていたので、申立人が勤務していれば、名字くらいは記憶にあると思う。」と供述しているほか、他の同僚も申立人のことを記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないほか、申立期間⑥における上記の被保険者原票から、申立人の氏名は確認できない。

6 このほか、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険記号番号払出簿からは申立人の氏名は確認できない上、申立人の申立期間①から⑥までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までの厚生年 金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

7 なお、申立人は、名前の読み方が「G」であるが、「H」と登録されているために、申立期間①から⑥までに係る被保険者記録が統合されていないのではないかと主張しているため、オンライン記録により氏名の検索を行ったが、申立人の主張する未統合記録は見当たらない。

関東(埼玉)厚生年金 事案 8179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月14日から37年5月1日まで 私は、昭和35年5月14日からA社B支店(現在は、A社C支社)に 勤務し、平成13年5月1日まで同社に勤務していたが、年金記録を確 認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。厚生年金 保険料は給与から控除されていたと思うので、調査の上、記録の訂正を してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「職員カード(甲)」の入社前職歴欄に「35 5 A事業所 D (職種)」と記載されていることが確認できる上、申立人の同社での雇用保険の資格取得日が昭和 35 年 5 月 14 日となっていることから、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の担当者は、「職員カード(甲)により昭和 37 年 5 月からはE(職種)となっているので、ここから正社員ということはいえるが、D(職種)として採用された申立期間は契約書等がないので分からない。申立期間の厚生年金保険料を控除していたかは不明。」と供述している上、申立期間に同社B支店で勤務し、厚生年金保険の被保険者資格のある同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述が得られないことから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた同僚は、「申立期間に(私も)D(職種)として採用されていたが、厚生年金保険料の控除については不明。」と回答し、他の同僚も「D(職種)と

いうのかは分からなかったが、採用後、2年くらい厚生年金保険に加入していなかった。E (職種)は入っていたと思う。」と供述しており、A社B支店で労務を担当していた同僚も、「現場採用の場合は、厚生年金保険に加入させていないと思う。」と供述していることから、申立期間当時、同社B支店では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間において、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東(茨城)厚生年金 事案 8193

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月頃から39年9月12日まで 私は、昭和37年1月頃から40年3月20日までA社に勤務していた が、厚生年金保険の被保険者期間が39年9月12日から40年3月20日 までとなっており、37年1月頃から39年9月12日までの記録が無い。 厚生年金保険料が控除されていた資料は無いが、調査の上、申立期間 について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保持している写真及び申立期間当時A社に勤務していたとする同僚の一人が、昭和 37 年頃から申立人と一緒に勤務していたと述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社の被保険者は昭和39年7月末日には19人であったが、同年8月及び同年9月にまとめて101人が被保険者資格を取得していることが確認でき、当該101人の中に、申立人を含め、申立人が記憶している申立期間当時の複数の同僚が当該資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚が、申立期間頃は厚生年金保険に入っていなかったと述べているところ、昭和36年頃から38年3月までA社に勤め、その後再び同社に勤務していたとする同僚は「従業員が厚生年金保険に入ったのは39年8月からであり、会社が国に何か言われて従業員に言わず一斉に入れたと思う。」と述べていることから、同社では39年8月又は同年9月まで、特定の従業員以外は厚生年金保険に加入させない扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社は、申立人の厚生年金保険料の控除について不明と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。